

ハローワーク REPORT

5 月 内 容



ハローワークレポート

5月の有効求人倍率は0.96倍となり、前年同月比0.13ポイント下回った。
(12か月連続で前年同月を下回った。)
新規求職申込件数は前年同月比0.1%増加し、月間有効求職者数は1.5%増加した。
また、新規求人数は前年同月比5.6%減少し、月間有効求人数は10.5%減少した。

(注) ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

【有効求人倍率の推移】

(単位:倍、ポイント)

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
釧路	8年度 (▲0.10)	0.96 (▲0.13)										
	7年度 (▲0.03)	1.09 (0.00)	1.08 (▲0.01)	1.14 (▲0.07)	1.12 (▲0.12)	1.14 (▲0.13)	1.17 (▲0.04)	1.19 (▲0.01)	1.21 (▲0.08)	1.13 (▲0.10)	1.14 (▲0.08)	1.07 (▲0.15)
北海道	8年度 (▲0.07)	0.81 (▲0.08)										
	7年度 (▲0.01)	0.89 (0.00)	0.89 (0.01)	0.93 (0.00)	0.92 (▲0.02)	0.92 (▲0.05)	0.94 (▲0.03)	0.93 (▲0.06)	0.93 (▲0.08)	0.88 (▲0.07)	0.90 (▲0.06)	0.89 (▲0.08)
全 国	8年度 (▲0.06)	0.99 (▲0.06)										
	7年度 (0.00)	1.05 (0.00)	1.05 (▲0.01)	1.09 (▲0.02)	1.09 (▲0.04)	1.10 (▲0.04)	1.10 (▲0.06)	1.12 (▲0.06)	1.17 (▲0.05)	1.14 (▲0.06)	1.13 (▲0.06)	1.10 (▲0.06)

(注) 1. 新規学卒を除き、パートを含む常用。 2. 下段()内は、対前年増減。 3. 求人数と求人倍率の各数値は、求人を受理したハローワークの所在地で集計した「受理地別」の値。

【一般職業紹介状況】

(単位:人、%、倍、ポイント)

区 分	令和8年 5月	令和7年 5月	増減比	令和8 年度累計	前年同期	増減比
A 新規求職申込件数	703	702	0.1	1,631	1,663	▲ 1.9
B 月間有効求職者数	3,075	3,031	1.5	6,157	6,160	0.0
C 新規求人数	1,071	1,135	▲ 5.6	2,050	2,185	▲ 6.2
D 月間有効求人数	2,963	3,311	▲ 10.5	5,955	6,670	▲ 10.7
E 紹介件数	523	542	▲ 3.5	1,072	1,034	3.7
F 就職件数	177	209	▲ 15.3	382	477	▲ 19.9
G 月間有効求人倍率(D/B)	0.96	1.09	▲ 0.13	0.97	1.08	▲ 0.11

(注) 新規学卒を除き、パートを含む常用

【新規求人数の産業別状況】

(単位:人、%)

区 分	令和8年 5月	令和7年 5月	増減比	令和 8 年度累計	前年同期	増減比
産 業 計	1,071	1,135	▲ 5.6	2,050	2,185	▲ 6.2
A B 農・林・漁業	17	26	▲ 34.6	24	55	▲ 56.4
C 鉱業、採石業	7	7	0.0	9	9	0.0
D 建設業	183	175	4.6	333	294	13.3
E 製造業	67	58	15.5	194	129	50.4
09食料品製造業	42	29	44.8	120	59	103.4
12木材・木製品製造業	7	3	133.3	12	8	50.0
G 情報通信業	3	3	0.0	5	13	▲ 61.5
H 運輸業、郵便業	73	84	(▲ 13.1)	144	176	(▲ 18.2)
I 卸売・小売業	83	123	(▲ 32.5)	166	226	(▲ 26.5)
56～61小売業	76	114	(▲ 33.3)	148	198	(▲ 25.3)
M 宿泊業、飲食サービス業	121	104	16.3	168	155	8.4
76飲食業	91	77	18.2	111	99	12.1
P 医療・福祉	331	393	(▲ 15.8)	653	756	(▲ 13.6)
83医療業	150	185	(▲ 18.9)	259	309	(▲ 16.2)
85社会保険・社会福祉・介護事業	179	206	(▲ 13.1)	392	445	(▲ 11.9)
R サービス業(他に分類されないもの)	105	72	(45.8)	179	177	(1.1)

- (注) 1. 新規学卒を除き、パートを含む常用
2. 令和6年4月以降については令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分、令和6年3月以前については平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分。
3. 対前年同月比については、産業分類改定による影響のある産業について()で示している。

【新規求職者の年齢別等状況】

(単位:人、%)

区 分	令和8年 5月	令和7年 5月	増減比	令和 8 年度累計	前年同期	増減比
新規求職申込件数	703	702	0.1	1,631	1,663	▲ 1.9
44歳以下	265	294	▲ 9.9	580	647	▲ 10.4
29歳以下	119	143	▲ 16.8	245	294	▲ 16.7
45歳以上	438	408	7.4	1,051	1,016	3.4
55歳以上	289	270	7.0	715	700	2.1
新規求職者のうち離職者	416	448	▲ 7.1	1,083	1,152	▲ 6.0
事業主都合離職者	104	94	10.6	319	314	1.6

(注) 新規学卒を除き、パートを含む常用

【雇用保険取扱状況】

(単位:人、千円、%)

区 分			令和8年 5月	令和7年 5月	増減比	令和8 年度累計	前年同期	増減比
適用事業所数			4,278	4,314	▲ 0.8	-	-	-
資格取得者数(全数)			1,189	1,313	▲ 9.4	3,090	3,281	▲ 5.8
一般被保険者			727	815	▲ 10.8	2,167	2,378	▲ 8.9
高年齢被保険者			72	67	7.5	203	193	5.2
短期特例被保険者			390	431	▲ 9.5	720	710	1.4
資格喪失者数(全数)			682	799	▲ 14.6	2,228	2,566	▲ 13.2
一般被保険者			544	665	▲ 18.2	1,720	2,028	▲ 15.2
うち事業主都合			15	34	▲ 55.9	103	125	▲ 17.6
高年齢被保険者			115	112	2.7	449	446	0.7
短期特例被保険者			23	22	4.5	59	92	▲ 35.9
被保険者数(全数)			53,712	54,421	▲ 1.3	-	-	-
一般被保険者			46,146	47,085	▲ 2.0	-	-	-
高年齢被保険者			6,729	6,521	3.2	-	-	-
短期特例被保険者			837	815	2.7	-	-	-
求職者給付	基本手当 (基本分)	受給資格決定件数	203	221	▲ 8.1	516	552	▲ 6.5
		受給者実人員	848	852	▲ 0.5	1,653	1,668	▲ 0.9
		支給金額	106,651	96,621	10.4	216,032	196,439	10.0
	短期特例一時金受給者数		42	47	▲ 10.6	234	271	▲ 13.7
	高年齢給付受給者数		188	195	▲ 3.6	243	262	▲ 7.3
	再就職手当	支給人員	99	87	13.8	153	106	44.3
		支給金額	47,884	39,201	22.1	68,979	47,988	43.7

(注) 1 適用事業所数、被保険者数は各月末現在。 2 H29,1,1から65歳以上の方が高年齢被保険者として適用拡大。

【高年齢者職業紹介状況】

(単位:人、%)

区 分	令和8年 5月	令和7年 5月	増減比	令和 8 年度累計	前年同期	増減比
新規求職申込件数	289	270	7.0	715	700	2.1
60～64歳	81	58	39.7	196	167	17.4
65歳以上	145	141	2.8	373	379	▲ 1.6
月間有効求職者数	1,234	1,241	▲ 0.6	2,459	2,527	▲ 2.7
60～64歳	378	357	5.9	744	751	▲ 0.9
65歳以上	563	548	2.7	1,110	1,101	0.8
紹介件数	209	196	6.6	411	376	9.3
60～64歳	62	70	▲ 11.4	122	134	▲ 9.0
65歳以上	66	63	4.8	152	138	10.1
就職件数	63	72	▲ 12.5	145	179	▲ 19.0
60～64歳	23	25	▲ 8.0	47	65	▲ 27.7
65歳以上	22	26	▲ 15.4	55	71	▲ 22.5

(注) 高年齢者:55歳以上、パートを含む常用

【障害者職業紹介登録状況】

(単位:人、%)

区 分	令和8年 5月	令和7年 5月	増減比	令和 8 年度累計	前年同期	増減比
新規求職申込件数	65	71	▲ 8.5	113	122	▲ 7.4
紹介件数	43	42	2.4	83	72	15.3
就職件数	17	19	▲ 10.5	39	41	▲ 4.9

5月 末現在 登録者数	合 計					
	計	2,062	身体障害者	知的障害者	精神障害者	その他
		493	688	754	127	
	有効求職者	219	41	67	100	11
	就業中の者	1,564	395	553	521	95
保留中の者	279	57	68	133	21	

【パートタイム職業紹介状況】

(単位:人、%、ポイント)

区 分	令和8年 5月	令和7年 5月	増減比	令和 8 年度累計	前年同期	増減比
新規求職申込件数	306	303	1.0	667	711	▲ 6.2
月間有効求職者数	1,179	1,303	▲ 9.5	2,302	2,612	▲ 11.9
新規求人数	311	343	▲ 9.3	608	679	▲ 10.5
月間有効求人数	860	990	▲ 13.1	1,738	2,044	▲ 15.0
紹介件数	206	203	1.5	399	401	▲ 0.5
就職件数	67	80	▲ 16.3	151	191	▲ 20.9
月間有効求人倍率	0.73	0.76	▲ 0.03	0.75	0.78	▲ 0.03

(注) 常用的パート

【完全失業率の推移】

区 分	7年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	8年 1月	2月	3月	4月
北海道	2.5 (3.0)			3.1 (2.6)			2.8 (2.6)			2.7 (2.6)			
全 国	2.5	2.5	2.5	2.3	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.7	2.6	2.7	2.5

1 北海道分は原数値、全国分は季節調整値。

〔資料出所:総務省統計局「労働力調査結果」〕

2 ()内は前年同期。

道東地域の経済概況

(日銀釧路支店金融経済概況抜粋「6月24日公表」)

道東地域の景気は、持ち直しの動きが鈍化している。

すなわち、公共投資は、緩やかに増加している。設備投資は、弱めの動きとなっている。住宅投資は、減少している。

個人消費は、一部に弱めの動きがみられるものの、持ち直している。生産は、このところ弱含んでいる。労働需給は、引き締まっている。

先行きについては、企業の賃金・価格設定行動や人手不足が管内の経済活動全般に及ぼす影響を注視していく。

公共投資は、緩やかに増加している。

公共工事請負金額は、前年を上回った。

設備投資は、弱めの動きとなっている。

道東地域の3月短観における2025年度設備投資計画は、前年を上回っている。

2026年度設備投資計画は、前年を下回っている。

住宅投資は、減少している。

新設住宅着工戸数は、持家、貸家、分譲いずれも前年を上回った。

個人消費は、一部に弱めの動きがみられるものの、持ち直している。

主要小売店売上高は、前年を上回った。乗用車新車登録台数(含む軽)は、普通・小型乗用車、軽乗用車ともに前年を上回り、全体では前年を上回った。家電販売は、緩やかに持ち直している。

観光は、持ち直している。

生産は、このところ弱含んでいる。

主要生産品目別にみると、乳製品は、持ち直しの動きが一服している。水産加工品は、弱めの動きとなっている。

企業倒産

企業倒産は、倒産件数、負債総額ともに前年を上回った。

雇用失業情勢

(ハローワークくしろ 業務統計5月分)

当月の新規求職申込件数は703人で前年同月比0.1%(1人)増加し、2か月ぶりに前年同月を上回った。月間有効求職者数は3,075人で前年同月比1.5%(44人)増加し、2か月ぶりに前年同月を上回った。

また、新規求人数は1,071人で前年同月比5.6%(64人)減少し、8か月連続で前年同月を下回った。月間有効求人数は2,963人で前年同月比10.5%(348人)減少し、24か月連続で前年同月を下回った。これにより、月間有効求人倍率は0.96倍となり、12か月連続で前年同月を下回った。

新規求人数を主な産業別でみると、増加となったのは、「建設業」4.6%(8人)、「製造業」15.5%(9人)、「宿泊業、飲食サービス業」16.3%(17人)、「サービス業」45.8%(33人)となった。減少となったのは、「農林漁業」34.6%(9人)、「運輸業、郵便業」13.1%(11人)、「卸売業、小売業」32.5%(40人)、「医療、福祉」15.8%(62人)となった。

新規求人の常用・パート別では、前年同月比でみると、常用は760人と4.0%(32人)減少し、パートは311人と9.3%(32人)減少した。これにより、新規求人の中でパートの占める割合は29.0%となり、1.2pの減少となった。

事業主のみなさまへ

障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。この法定雇用率の引上げと、障害者雇用の支援策の強化についてお知らせいたします。

Point

①

障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。（令和8年7月以降）

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3% ⇒	2.5% ⇒	<u>2.7%</u>
対象事業主の範囲	43.5人以上	40.0人以上	<u>37.5人以上</u>

▶障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
(令和8年6月1日時点の報告では、法定雇用率2.5%での不足有無などを確認します。)
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任（努力義務）

Point

②

除外率が引き下げられました。（令和7年4月）

除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられ、令和7年4月1日から以下のようになりました。（これまで除外率が10%以下であった業種は除外率制度の対象外となりました。）

除外率設定業種	除外率
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	<u>5%</u>
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業（信書便事業を含む）	<u>10%</u>
・港湾運送業 ・警備業	<u>15%</u>
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	<u>20%</u>
・林業（狩猟業を除く）	<u>25%</u>
・金属鉱業 ・児童福祉事業	<u>30%</u>
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	<u>35%</u>
・石炭・亜炭鉱業	<u>40%</u>
・道路旅客運送業 ・小学校	<u>45%</u>
・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	<u>50%</u>
・船員等による船舶運航等の事業	<u>70%</u>



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL080401障01

Point

③

障害者雇用における障害者の算定方法が変更となりました。**▶精神障害者の算定特例の延長（令和5年4月以降）。**

週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者について、当分の間、雇用率上、雇入れからの期間等に関係なく、1カウントとして算定できるようになりました。

▶一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定（令和6年4月以降）。

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになりました。

Point

④

障害者雇用のための事業主支援を強化しました。（令和6年4月以降）**▶「障害者雇用相談援助事業」が始まっています。**

- ◆ 障害者雇用に関する相談援助を行う事業者から、原則無料で、雇入れやその雇用継続を図るために必要な一連の雇用管理に関する相談援助を受けることができるようになりました。

（「障害者雇用相談援助事業」利用のご案内：<https://www.mhlw.go.jp/content/001245754.pdf>）

**▶障害者雇用関係の助成金を拡充・新設しました。**

- ◆ 加齢により職場への適応が難しくなった方に、職務転換のための能力開発、業務の遂行に必要な者の配置や、設備・施設の設置等を行った場合に、助成が受けられるようになりました。
- ◆ 障害者介助等助成金の拡充（障害者の雇用管理のための専門職や能力開発担当者の配置、介助者等の能力開発への経費助成の追加）や職場適応援助者助成金の拡充（助成単価や支給上限額、利用回数の改善等）の他、職場実習・見学の受入れ助成を新設しました。

（各種障害者雇用納付金関係助成金の詳細はこちら：<https://www.jeed.go.jp/disability/subsidy/index.html>）

**Q & A****Q1. 障害者雇用納付金の取扱いはどうなるのでしょうか？**

- A1.** 令和8年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和9年4月1日から同年5月17日までの間）は、令和8年6月以前については2.5%、令和8年7月以降については2.7%で算定していただくことになります。

Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

- A2.** 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

▶「障害者雇用のご案内」：<https://www.mhlw.go.jp/content/000767582.pdf>

**Q3. 今後の法定雇用率について、国や地方公共団体等の取扱いはどう変わりますか？**

- A3.** 国や地方公共団体等の法定雇用率については、令和8年7月1日から3.0%と民間企業と同様に引き上げとなります。また、都道府県等の教育委員会の法定雇用率については、令和8年7月1日から2.9%となります。なお、除外率制度について、民間企業と同様に令和7年4月から10ポイント引き下げられました。